富士御殿場工業団地自主基準

富士御殿場工業団地に関して、当該区域に建設する建築物等について、周辺環境への配慮や事業効果の確保のため、これまでの協議経緯も踏まえ、以下の自主基準を設定し遵守致します。

自主基準内容

1.「敷地」に関する基準

路面雨水排水勾配の確保など敷地の適正使用に伴う理由以外の大規模な地盤高の変更 は原則禁止とする。

2.「位置」に関する基準

建築物の外壁面は、敷地面積に応じた緩衝帯幅(別表1)以上を離すものとする。

(別表1)

敷地面積	緩衝帯幅
0.5ha 未満	2.0m 以上
0.5ha 以上 1ha 未満	3.0m 以上
1.0ha 以上 1.5ha 未満	4.0m以上
1.5ha 以上 5.0ha 未満	5.0m以上
5.0ha 以上	10.0m以上

(緩衝帯幅の緩和の基準については都市計画法施行令第28条の3のただし書きに準ずる)

3.「用途」に関する基準

建築物の用途は、物流施設(自家用倉庫及び倉庫業を営む倉庫を含む)、工場、事務所、 一部店舗(物品販売、飲食を除く)等を原則とする。工業団地の環境にそぐわない集客施 設や福祉施設等は認めない。

4.「形態」に関する基準

建築物の最高の高さは、30mを超えないものとする。

建蔽率は60%以下とする。

容積率は200%以下とする。

5.「排水」に関する基準(区画別)

施工区域内総排 BOD	SS	油分(最大)動植物性	油分(最大) 鉱物性	
水量	(最大 ppm) 	(最大 ppm)	(ppm)	(ppm)
100 ㎡未満	2 0	4 0	5	3
100 m³∼	1 5	2.0	E	3
300 ㎡未満	1 5	3 0	5	ა
300 m³∼	1.0	0.0	E	2
500 ㎡未満	1 0	2 0	5	3
500 m以上	別途協議			

6. 「騒音・振動」に関する基準

騒音規制法・振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例によるものとする。